

第2回理事長選考あり方検討会議 概要

日 時 令和6年2月13日（火）16:50～18:20
場 所 副理事長室
出席者 挾間議長、鈴木委員、小宮委員、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員
事務局：渡邊次長、奥寺総務課長、猪狩局主幹、齋藤主幹、荒大学人事係長、安田主査

1 理事長選考における課題認識

- ・選考する手続、プロセスを明確化する、透明化することで、理解醸成につながると考えられる。

2 検討の方向性、考え方等（案）について

（1）理事長選考会議の組織に関する事項

①選考会議の人数、学外委員の人数

- ・外部委員半数はいい。外部委員の分野（ジャンル）も見る必要がある。
- ・学内での候補者の評価を外部から見て判断できる人がいればいい。
- ・外部の方は候補者の人となり細かいところまでは分からない。教職員の声をきちんと反映できることが大事。
- ・外部委員は2名くらいで内部の方が多くてもよいのではないか。審議会の外部委員は理事長が指名していることも考慮する必要がある。
- ・外部委員は複数名いて、少し専門性の異なる方をお願いする必要があると思うが、一方で多すぎるのも、十分に大学について理解されている方々とは言いがたいので、適当とは言いがたい。
- ・理事長が指名した審議会委員が外部委員になることについては、まさに透明性を高める意味で、どうしてその方が選ばれたのかを明確にすること、それを発表することで抑止力にもなるのではないか。

（2）選考方法に関する事項

①理事長候補者の資格基準

- ・このことが一番重要で、理事長選考会議の中でじっくり議論して検討していくべき。その議論の中で選考の精度を高めていくというか、求める理事長像を時間をかけて作ることが大切。
- ・福島医大は県立の医大だと考えれば、自ずと求める人物像は出てくるのではないか。県との関係を考えてくれる人でなければダメだと思う。
- ・現在の規程は非常に大雑把な規程なので、もう少し詳しくどこをポイントにするのか、何が重要なのかを共通認識にして、内容を見直す必要がある。
- ・これは、対外的に表明するもの、大学のあり方・方針を示すものであるもので、比較可能な項目を入れ込むことは重要。懲戒処分歴よりは賞罰とするなど、良い点も含めた情報が入った人物像を確立することが重要だと思う。

- ・人物像の絞り込みは特定の人物が該当しないように慎重にすべき。
- ・今までと違って事前に議論して、選考会議でそれをきちんと公表して応募なり推薦することは重要。一方で絞り込みにならないように慎重になるべきで、そのために必要事項は十分に検討すべき。
- ・透明性を高めるためには、選考会議で最初にじっくり選考基準を検討した上で、それを公表して推薦なり公募なりをするのが良い。要件の事項についてどのようなものが良いのかは、さらに検討する必要がある。

②意向投票の有無、理事長選考会議による面接の実施、理事長候補者の意見を聞く場の設定について

- ・教職員の意向を聴く機会は必要。意向投票は選考会議が実施を判断できるようにした方が良いのではないか。任期更新の時、候補者1人の時などその時の状況に応じて判断できるようにすべき。候補者の演説会はやるべき。
- ・意向投票は3名以下に絞り込むといった条件を付けずにやった方がいいのではないか。所信表明も形式的にならず候補者のことがよく伝わるようにした方がいい。それが周知されることが重要。
- ・透明性と公平性を保つためにはどうすればいいかの議論をしっかりすべき。
- ・意向投票の意味をまず考えるべき。そして選考過程の中で意向投票の結果をどう評価して選考したかを選考会議が明示していく必要がある。投票結果にも関わらずこれだけの理由があって選考したことを公表していく必要がある。意向投票の機能をどう持たせるかということこそ議論が必要。
- ・意向投票は是非やっていただきたいと思う。意向投票がなくなることは理解されない。選考過程が透明化されれば別だが、現段階ではあった方がいいと思う。
- ・意向投票をなくすのは、前回の問題を踏まえて余りにもタイミングが悪いと思う。選考全体のスキームも大事で、まず公開討論会をやって皆さんの意見を聴いて、それから意向投票という順番で皆さんの意見を反映させるという方がいいかなと思う。面接をやるやらないは選考会議の判断で現職の再任の時までは不要かもしれない。
- ・複数の選考手続きが必要だというのが総意だと思う。意向投票はやらないというわけにはいかないだろう。選考会議が決めてもいい部分を作り込むことも必要だと考える。

③ 選考の決定方法（選考理由）について

- ・求めている人物像とどう合致しているかを説明できる必要がある。一番どこが合致しているかを説明することが大事。
- ・選考過程で正しく判断して選考会議で多数決で決めることになるので、それを当然説明すべき。
- ・意向投票の結果と異なる結論となる場合には丁寧に説明することが重要。委員の中で議論が分かれたところもどうしてこうなったのかを説明する。全部公表する必要はないが、様々な意見があって最終的にこうなりましたという

説明をしっかりとすべき。

(3) 選考過程や選考結果等の周知の方法に関する事項

○ 選考会議委員名の公表について、選考過程（議事内容等）の公表について、提出あった書類（推薦書、所信表明書、経歴書）の公表について

- ・透明性を確保するうえで委員名の公表は基本と考える。働きかけや個人への中傷等の懸念があればそれを回避するシステムは必要であり、検討すべき事項である。
- ・公表は必要だと思うが、福島医大の特異性を考えると、委員名等の公表の時期は最後、選考決定時でいいのではと思う。
- ・前回選考時にはかなりの封書が届いた。そういう事例もあるので、公表することは透明性のためには必要だが、問題はその仕組みだと思う。
- ・プライバシー侵害の想定がどの程度ということもあるが、事後に公表するにしてもそのことを事前に説明すればいい。また、様々な意見があって最終的にこうなりましたという説明、議事内容の説明はホームページ等で公表すべきと考える。
- ・常置の選考会議であれば最初から公表して然るべきというところはあるが、タイミングは考える必要がある。公表することは絶対だとしても、公表時期に関して事前でも事後でもそれぞれメリット・デメリットがあることを説明する必要がある。

(4) 理事長選考関係規程等に関する事項

- ・意向投票の有資格者について検討する必要があるのではないか。例えば、短期間だけいる助手とか、籍はあるけどほとんど大学には来ないような教員とか、本当に投票権を認めるのかという議論はあっていいと思う。
- ・これまでの議論を踏まえて改正が見込まれる規程をピックアップしてまとめていく。

(5) その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項

- ・選考会議では選考以外にも業績等の中間評価を実施したり、執行上の瑕疵があった場合には処分機能を持たせたりするなど考えるべき。
- ・ガバナンス・コード作成との関係で理事長の業務執行評価を考えていく必要がある。これまでは理事長の評価はしていないが、教員の評価、役員の評価等はそれぞれ実施している。